

パッケージ
ソフトの購入

クラウド型の
契約

外部への
発注…

「ソフトウェア」を 購入等したときの 会計処理が理解できる講座

税理士 平井満広

経理処理や給与計算、顧客管理などのためにパッケージソフトを購入することがあります。また最近では、クラウド型のソフトウェアを契約するケースも増えていきます。こうした場合の会計処理はどうすればいいのでしょうか。また、ソフトを購入した場合には、他の固定資産のように減価償却が必要なのでしょうか。「ソフトウェア」を購入等したときの会計処理についてわかりやすくレクチャーします。

まずは「ソフトウェア」の
定義を確認しておこう



デジタル技術を活用してビジネスモデルを変革させる「DX（デジタルトランスフォーメーション）」が注目されています。ここではDX化に欠かせないソフトウェア導入の税務を学んでいきましょう。

まず、会計上の「ソフトウェア」の定義について説明します。会計上の「ソフトウェア」とは、コンピューター・ソフトウェアのことをいい、コンピューターを動かすプログラム等を指します（「ソフトウェア」が搭載されているパソコンやスマートフォン等の本体は「ハードウェア」といいます）。

具体的には、マイクロソフトの「Windows」、iPhoneの「iOS」等の「システムソフトウェア」や表計算の

「エクセル」、生成AIの「ChatGPT」等の「アプリケーションソフトウェア」があります。

ただし電子データになっている映像や音楽といったデジタルコンテンツは、基本的に「ソフトウェア」には含まれません。例えばホームページの場合、オンラインショッピングやインターネット予約等の機能が組み込まれていると「ソフトウェア」に該当します。一方で会社PRのための文書や写真、動画等を閲覧するだけのサイトであれば「ソフトウェア」に該当しません。

「ソフトウェア」は「自社利用のソフトウェア」「市場販売目的のソフトウェア」「受注制作のソフトウェア」の3つに大きく分けることができます。以下に、3つのソフトウェアと最近利用が増えているクラウド型のソフトウェアのそれぞれについて、会計・税務の取扱いを見ていくことにしましょう。

自社利用のソフトウェアの
取扱いはこうなる



自社利用のソフトウェアとは、社内ですべて利用するソフトウェアのことです。「自社の業務を効率的に遂行するためのソフトウェア」や「顧客にクラウドサービス等を提供するためのソフトウェア」等があります。自社利用のソフトウェアの会計・税務の取扱いは、以下のとおりです。

(1) 企業会計の取扱い

① 制作費等

企業会計では、自社利用のソフトウェアの制作や購入等にかかる費用（システム部門の人件費や外部に委託する作業料、機器や設備の購入代金等）は、「研究開発費（原則、一般管理費）」

または「無形固定資産」で処理します。ソフトウェアの利用によって、将来の収益獲得または費用削減が、確実にないまたは不明な場合は「研究開発費」、確定であると認められる場合は「無形固定資産」となります。

例えば物流部門の業務効率化で在庫管理ソフトを自社開発する場合、新規システムと既存システムとの連携に不備があり「効果が不明」であれば制作費用は「研究開発費」に、一方で在庫管理ソフトの導入により手作業で行っていた受発注業務が自動化され「工数の減少が確実」であれば、制作費用は「無形固定資産」となります。

ソフトウェアを導入する際の既存システムとの接続や動作テストといった作業等にかかる付随費用も、基本的に「無形固定資産」に含まれます（重要性が乏しければ費用処理もできます）。単なるデータのコンバートや操作トレーニング等は発生時の費用となります。

図表1 自社利用のソフトウェアの改良費等の主な法人税法の取扱い

内 容		取扱い
機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するプログラムの修正等に要した費用		損金算入(修繕費)
新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正等に要した費用	原則	資本的支出
	将来の収益獲得等にならないことが明らかな研究開発費	損金算入(研究開発費)
既存ソフトウェア等の仕様を大幅に変更するための費用	新たなソフトウェアを制作する場合	取得価額
		損金算入
		損金算入(研究開発費)
		損金算入
	上記以外	資本的支出
他の者から購入したソフトウェアを自社の仕様に合わせるために行なう付随的な修正作業等の費用		取得価額

また、コンピュータウイルスの除去やバグ取りの作業等の費用も「修繕費」等の費用で処理します。

② 改良費等

利用開始後のソフトウェアや一般で販売されているパッケージソフトウェアを大幅に仕様変更して、自社のニーズに合わせた新しいソフトウェアを制作するための費用は、上記と同様に将来の収益獲得または費用削減の判断基準で「研究開発費」または「無形固定資産」に区分します。

③ 減価償却その他

「無形固定資産」に計上した金額は一般的に「定額法」により、原則「耐用年数5年以内」で「残存価額0円」で、ソフトウェアの利用開始時点から減価償却します。

なおパソコンや製造設備と一体化して搭載されている(金額の区分もない)

ソフトウェアの費用は、「器具備品」や「機械装置」等の本体取得価額に含めて計上します。自社利用のソフトウェアの機能が陳腐化等して使用する見込みがなくなった場合は、除却損を計上します。

(2) 法人税法の取扱い(図表1)

① 制作費等

法人税法では、自社利用のソフトウェアにかかる費用は、自社制作または他の者からの購入等にかかわらず原則「無形固定資産」となります。例えば自社利用のソフトウェアを自社で制作した場合は、制作にかかる「原材料費」「労務費及び経費の額並びに事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額」が「無形固定資産」の取得価額となります。

次世代の電子材料や革新的な医薬品について調査し製品化する」といっ

た、特定の研究開発にのみ使用するツールとして購入したソフトウェアは、企業会計上「研究開発費」となりますが、法人税法では原則「無形固定資産」で処理します。

ただし、完全自動運転の制御システム等のソフトウェアの研究開発のように材料(素材)としてソフトウェアを購入したことが明らかであれば、「研究開発費」として発生時の損金算入が認められます。

ソフトウェアを他の者から購入する際のソフトウェアの導入時に行なう設定作業や修正作業といった付随費用等も、「無形固定資産」の取得価額に含まれます。ただし、旧システムから新システムへの単なるデータ移行等の事後的な作業にかかる費用は、企業会計と同様に「無形固定資産」の取得価額には含まれません。

② 改良費等

保有するソフトウェアや購入したパッケージソフトウェアといった既存ソフトウェア等を大幅に仕様変更し、新たなソフトウェアを制作するための費用も原則「無形固定資産」の取得価額に含めます。ただし、制作計画変更等により仕損じが生じて明らかに不要となったソフトウェアの制作費用や合計額が少額(制作原価のおおむね3%以内)の付随費用等は、取得価額に含めないことができます。

また研究開発に失敗する等、将来の収益獲得または費用削減にならないことが明らか「研究開発費」も発生時の損金にできます(それ以外の自社利用のソフトウェアにかかる「研究開発費」は、「無形固定資産」の取得価額に含まれます)。

ソフトウェアの修正等を行なった場合の費用は、修正等が機能上の障害の除去や現状の効用維持等に該当すれば「修繕費」として発生時の損金となり

ます。一方で、新たな機能の追加や機能の向上等に該当すれば、原則「資本的支出(新たな無形固定資産の取得)」となります。

③ 減価償却その他

「無形固定資産」に計上した金額は「定額法」により、「開発研究用(新たな製品の製造や新たな技術の発明等のため特別に行なわれる試験研究用)」は耐用年数3年(その他は5年)で「残存価額0円」として減価償却します。なおソフトウェアの1単位当たりの金額が10万円未満(青色申告法人である中小企業者は1単位当たり30万円未満、年合計300万円まで)の場合は、損金経理等の要件を満たせば「少額減価償却資産」として損金算入できます。

また、データ処理の対象業務が廃止された、ハードウェアの変更等で他のソフトを利用することになった」といった理由で、利用しなくなったこ



製品マスター完成後にソフトウェアの機能を改良・強化するための費用は、基本的に「無形固定資産」に計上しますが、著しい改良の場合（プログラムの過半部分を再制作する等）は「研究開発費」で処理します。

③ 減価償却その他

「無形固定資産」に計上した金額は、ソフトウェアの販売開始時点から減価償却します。ソフトウェア毎期の減価

(2) 法人税法の取扱い

償却は、「見込総販売数量等に対する当期の実績販売数量等に応じた金額」と「販売可能期間（原則3年以内）」に基づく均等配分額」とのいずれか大きい金額を、「売上原価」に計上します。なお製品マスター完成後、販売用に複写するためのシステム部門の人件費やコンピュータ利用料等は「製造原価」で処理します。

② 改良費等

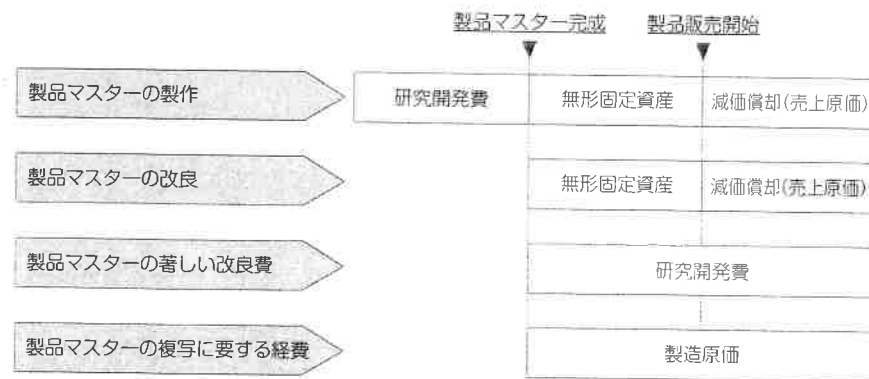
① 制作費等
法人税法では、市場販売目的のソフトウェアの製品マスター完成時までになかった制作費用は「研究開発費」として企業会計と同様に発生時に損金算入できます（市場販売目的のソフトウェアについては、「研究開発費」全額が損金算入できます）。

② 改良費等
製品マスターを完成させるまでの改良や強化にかかった費用の額は「無形固定資産」に含まれますが、著しい改良等と認められる場合は企業会計と同様に「研究開発費」となるため発生時の損金となります。

③ 減価償却その他

「無形固定資産」に計上した金額は「定額法」で、耐用年数「3年（複写して販売するための原本）」で減価償却

図表2 市場販売目的のソフトウェアにかかる費用の主な会計処理



とが明らかな自社利用のソフトウェアは、帳簿価額を除却損として損金算入できます。ソフトウェアの除却は物理的な証明が難しいので、税務調査でも争点になる可能性があります。業務を廃止した際は「社内稟議書」等を、パソコン等を廃棄した場合は処理業者が発行する「廃棄証明書」等を保管しておきましょう。

市場販売目的のソフトウェアの取扱いはこちら



市場販売目的のソフトウェアとは、製品マスター（ソフトウェアの複写のもとになる完成品）を制作し、不特定多数に販売等するソフトウェアのことです。市場販売目的のソフトウェアの会計・税務の取扱いは、以下のとおりです。

(1) 企業会計の取扱い（図表2）

① 制作費等

企業会計では、市場販売目的のソフトウェアの制作や購入等にかかる費用は、内容や発生タイミングによって「研究開発費」「無形固定資産」「製造原価」で処理します。例えば市場販売目的のソフトウェアを自社で制作した場合、最初に製品化された製品マスターの完成時点までにかかった制作費用は「研究開発費（原則、一般管理費）」として費用処理します。

製品マスターの判断基準は、①製品性を判断できる程度のプロトタイプが完成していること、②プロトタイプを制作しない場合は、製品として販売するための重要な機能が完成しており、かつ重要な不具合を解消していること、の2点です。

② 改良費等

却します。企業会計で採用される見込総販売数量等に基づいた減価償却は、法人税法上は原則、認められません(所轄税務署長の承認が必要)。

なお減価償却した金額は製造原価にしないことができます。新製品の出現やバージョンアップ等により、今後販売を行わないことが明らかな市場販売目的のソフトウェアは、帳簿価額を除却損として損金算入できます。将来の税務調査に備えて、事実を客観的に証明する「社内稟議書」や「流通業者への通知文」等を保管しましょう。

受注制作のソフトウェアの取扱いはどうなる



受注制作のソフトウェアとは、システム開発会社等がクライアントから注文を受けて制作するソフトウェアのことです。受注制作のソフトウェアの会

計・税務の取扱いは以下のとおりです。

つています。

(1) 企業会計の取扱い

企業会計では、受注制作のソフトウェアは「履行義務が一定の期間にわたるり充足されるもの」として、制作の進捗に基づいて収益を認識します(工事進行基準のような考え方)。達成したマイルストーン等によって進捗度を見積もる「アウトプット法」と、発生した制作費等で進捗度を見積もる「インプット法」があります。

受注ソフトウェアの制作期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することもできます(工事完成基準のような考え方)。

(2) 法人税法の取扱い

法人税法上の、受注制作のソフトウェアの収益・費用の取扱いは以下とな

① 工事完成基準

請け負ったソフトウェア制作が完了した時点で、請負金額の全額を売上、制作費用の全額を売上原価に計上する会計処理です。手続きがシンプルというメリットがある反面、制作完了まで採算が把握できないというデメリットがあります。

開発中に発生する制作費は、完了時まで仕掛品等の「棚卸資産」に計上します。ソフトウェア開発が長期間になる場合は、フェーズ毎に分割検収して売上・売上原価を計上する部分完成基準で処理することもあります。税務上は工事完成基準により益金・損金を計上するのが原則ですが、契約内容によっては部分完成基準による計上が強制的に適用されます。

② 工事進行基準

制適用されます。

クラウド型ソフトウェアの取扱いはどうなる



近年ではソフトウェアをパソコンにインストールせず、インターネット経由でソフトウェアにアクセスして利用する「クラウド型ソフトウェア」も増えてきました。

クラウド型ソフトウェアのユーザーは一般的に自社でソフトウェアを所有するのではなく利用期間に応じて利用料を支払う(サブスクリプション)ため、会計・税務ともに「通信費」等の科目で利用時に費用・損金処理します。なおサブスクリプションと似ている「リース取引」については、途中解約ができない、または違約金の支払いが発生する等の条件に該当する場合(ファイナンスリース)、実質的にソフ

請け負ったソフトウェア制作の開発進捗度に応じて、売上・売上原価を計上する会計処理です。例えば請負金額が1億円、初年度の開発進捗度が30%、原価率が50%のソフトウェア制作の場合、初年度の売上は1億円×30%＝3000万円、売上原価は3000万円×50%＝1500万円(初年度に発生した制作費用とは必ずしも一致しない)、となります。

会計上は工事進行基準が原則的な取



図表3 企業会計と法人税法の主な取扱いの違い

内 容			企業会計	法人税法	
制作費	自社利用	将来の収益獲得 または費用削減	なることが確実	無形固定資産	無形固定資産
			不確実・不明	費用処理	
			ならないことが明らか		
	市場販売 目的	製品マスター完成まで		費用処理	損金算入
		製品マスター完 成後	改良費用	無形固定資産	無形固定資産
			著しい改良費用	費用処理	損金算入
ソフトウェアを購入する際の付随費 用		原 則	無形固定資産	無形固定資産	
		重要性が乏しい場合	費用処理		

トウエアの購入と考え、売買取引と同様に処理します。

ソフトウェアの特例措置にはこんなものがある



次に、ソフトウェアの特例措置についても見ておきましょう。ソフトウェアの購入等にかかる法人税法上の特例措置には、以下のようなものがあります。なお、DX投資促進税制及び5G導入促進税制は、適用期限（令和7年3月31日）をもって廃止となりました。

(1) 中小企業投資促進税制

青色申告書を提出する中小企業者等が、令和9年3月31日までに新品のソフトウェアを70万円以上（同一事業年度内の合計金額でも可。以下同じ）購入し、製造業、建設業、卸売業、小売

業、一定のサービス業等の指定事業で利用した場合は、ソフトウェアの取得価額の30%相当額を特別償却できます。例えばソフトウェアを500万円で購入した場合は、普通償却100万円（500万円÷5年）に特別償却150万円（500万円×30%）を加えた250万円を購入初年度の損金とすることができます。

ただし、①複写して販売するための原本、②開発研究の用に供されるもの、③国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されていない一定のソフトウェア等、は特例の対象外です。対象法人のうち資本金300万円以下の特定中小企業者等は、特別償却に代えて取得価額の7%の税額控除（法人税額の20%が限度）を選択することもできます。

(2) 中小企業経営強化税制

青色申告書を提出する法人が支払ったソフトウェア制作等にかかる「研究開発費」のうち、試験研究費（製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明にかかる試験研究のために要する費用）に該当する金額は一定の税額控除（試験研究費の額の1～14%）を受けることができます。

最後になりましたが、税務調査では以下の項目が争点になると思われますので、根拠資料をしっかりと準備しておきましょう（図表3参照）。

- ・ 自社利用のソフトウェアにかかる研究開発費の「企業会計」と「法人税法」の違い
- ・ 市場販売目的ソフトウェアの「製品マスター完成まで」と「製品マスター完成後」の違い
- ・ 市場販売目的ソフトウェアの「改良ソフトウェアの」「改良

青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、令和9年3月31日までにソフトウェアを70万円以上購入し、指定事業で利用した場合は、ソフトウェアの取得価額の全額を即時償却することができます。

例えばソフトウェアを500万円購入した場合は、購入額500万円全額を購入初年度の損金とすることができます。対象となるソフトウェアは中小企業投資促進税制と基本的には同じですが、生産性向上設備（A類型）の場合は、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限ります。

対象法人は、即時償却に代えて取得価額の7%（特定中小企業者等は10%）の税額控除（法人税額の20%が限度）を選択することもできます。

(3) 試験研究費の税額控除

費用」と「著しい改良費用」の違い
ソフトウェア購入にかかる付随費用の「企業会計」と「法人税法」の違い



● ひらい みつひろ

1975年埼玉県生まれ。日本大学文理学部心理学科卒業。中央競馬ピーアールセンター（JRA関連企業）を経て、KCCスマネジメントコンサルティング（京セラ関連企業）入社。2008年、平井会計事務所開業。『近況』今年も母の日に娘のケーキ作りを手伝いました。昨年全く役に立たなかった私に今回与えられた役割は、「卵を割る」と「オーブンのスイッチを押す」ことだけでした。テキパキと料理する娘の姿は頼もしく感じますね